

新たに判断した事項、4の規定を準用して行うことのある当該物質についての新たな評価及びその評価に照らして適切と認められる統制措置に関する新たな勧告について通知する。麻薬委員会は、5の規定を準用して世界保健機関の通知を考慮するとともに規定する諸要因に留意して、当該物質をいずれかの付表から他の付表に転記し又は付表から削ることを決定することができる。

すること

- (vi) 新たに判断した事項、4の規定を準用して行うことのある当該物質についての新たな評価及びその評価に照らして適当と認め
る統制措置に関する新たな勧告について通知する。麻薬委員会
は、5に規定する諸要因に留意して、世界保健機関の通知を考慮す
るに留め、当該物質をいかずかの付表から削ることを決定すること
ができる。

(vii) 麻薬委員会がこの条の規定に基づいて行ういずれの決定も、
事務総長により、すべての国際連合加盟国、国際連合の非加盟
国であるこの条約の締約国、世界保健機関及び統制委員会に通
知される。当該決定は、その通知日の後百八十日を経過した
後、各締約国について完全に効力を生ずる。ただし、一の物質
が該付表の付表に記載された決定に關し、一般的な事情のため、
該付表の物質について適用するに於けるこの条約の規定のすべてを、
当該一の物質について適用する状況にはない旨の書面による通
告をその期間内に事務総長に送付した締約国については、この
限りでない。通告には、「このような例外的な措置をとった理由
を記載する。通告には、この付表にかかるらず、最小限、次の
統制規則は、その通告にかかるらず、最小限、次の
統制措置を適用する。」

(viii) 従来統制の下になかった物質で付表Iに加えられたものに
ついて通告を行った締約国は、第七条に規定する特別の統制
措置をできる限り考慮するとともに、当該物質について次の
ことを行う。

(ix) その製造、取引及び分配について、付表IIに掲げる物質
に関する第八条の規定に従い免許の取得を義務付けるこ
と。

(x) その供給又は調剤については、付表IIに掲げる物質に関
する第九条の規定に従い处方せんによることを義務付ける
こと。

(xi) 第十二条に定める輸出及び輸入に関する義務を履行する
こと。ただし、(a)の物質について通告を行った他の締約国
を相手とする輸出又は輸入については、この限りでない。
あつて付表IIに掲げる物質に関する第十三条に定めるもの
を履行すること。

(xii) 第十六条の(a)、(c)及び(d)の規定に従い統制委員会に統
計報告を行すこと。

(xiii) 第十二条に定める輸出及び輸入に関する義務を履行する
こと。ただし、(b)の物質について通告を行った他の締約国を相手と
する輸出については、この限りでない。

(xiv) 第十二条に定める輸出及び輸入に関する禁止及び制限に
ついての義務を履行すること。

(xv) (i) から(vi)までに定める義務の履行のため定められた法
令に違反する行為を防止するため、第二十二条の規定に
従って措置を講ずること。

d)

- (d) 従来統制の下になかった物質で付表IVに加えられたものについて通告を行つた。該物質について次のことを定める。
 (i) 第六条の規定に従い、製造、取引及び分配のための免許の取得を義務付けること。
 (ii) 第十三条に定める輸出及び輸入に関する禁止及び制限についての義務を履行すること。

(iii) (i) 及び (ii) に定める義務の履行のために定められた法令に違反する行為を防止するため、第二十二条の規定に従つて措置を講ずること。

(iv) 一層厳しく統制及び義務が課される表式に転記された物質について通告を行つた締約国は、該物質につき、最小限、これが掲げられていた付表について適用のあるこの条約のすべての規定を適用する。

この条の規定に基づいて行われた麻薬委員会の決定は、いずれかの締約国がその決定の通知を受領した日から百八日以内に要請する場合には、理事会の審査を受け。審査の要請は、その基礎となつているすべての関係資料とともに、事務総長に送付する。

事務総長は、世界保健機関及びすべての締約国に送付し、九十日以内に意見を提出するよう要請する。事務総長が受領したすべての意見は、審議のため理事会に提出される。

理事会の決定の通知は、すべての国際連合に送付される。理事会の決定の通知は、すべての加盟国、非加盟国であるこの条約の締約国、麻薬委員会、世界保健機関及び統制委員会に送付される。

(c) 審査が行われている間、麻薬委員会の最初の決定は、この規約によることを条件として引き続き効力を有する。

規約は、この条の条件で使用しない物理的向精神薬の不正な製造に使用されるおそれがあるものについて実行可能な監督をするため最善の努力をねらう。

第三条 製剤の統制に関する特別規定

製剤は、2から4までに規定する場合を除くほか、その含有する向精神薬に適用される統制措置との統制措置の組合せを受けるものとし、製剤が2以上の向精神薬を含有する場合によつて、その取扱いを義務付けること。



を行ひ又はこれらに從事することを正当に認められた人及び

企業を監督すること。

(b) (a)の製造、取扱又は分配を行う施設及びその建物を、免

許難度その他これに類する統制措置によって監督すること。

(c) 盗難その他、他の施設及びその建物を、免

許難度の他、他の施設及びその建物を、免

いかなる場合にも小売用包装に添付される文書に、使用者の安全のために必要であると認める使用上の指示（注意及び警告の表示）を表示することを義務付ける。

締約国は、自國の薬法上の規定に妥当な考慮を払つて、一般大衆に対する精神薬の広告を禁止する。

第一 条 記録

1 締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質については処

方せんによってのみ個人の使用のために供給され又は調剤されることを義務付ける。ただし、個人が正当に認められて行う治

療又は学術研究において当該物質を合法的に取得し、使用し、

調剤し又は施用する場合は、この限りでない。

2 締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質についての処

方せんが健全な医療実務に従つて発給されること並びに当該處

方せんが公衆の健康及び福祉を保護するための規制、特にその

再使用による回収及びその後の有効期間に関する規制の下に置かれ

ることを確保するための措置を講ずる。

3 締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質についての処

方せんが小売業者、医療機関及び学術研究機関による付

表IIIに掲げる物質の取得及び廃分に関する資料を容易に入手す

ることを義務付ける。

4 締約国は、自國の職業上及び取引上の慣行を考慮して、適当

な方法により、小売業者、医療機関及び学術研究機関による付

表IIIに掲げる物質の取得及び廃分に関する資料を容易に入手す

ることができるようにしておく。

5 締約国は、付表IVに掲げる物質に関し、製造業者、輸出者及び輸入者が各、付表IVに記載する数量を超過して輸入する付

表IIIに掲げる物質の取得及び廃分に関する資料を容易に入手す

ることを許さない。

6 締約国は、第三条の規定に基づいて免除される製剤の製造

業者が、当該製剤の製造に使用した向精神薬の数量並びに製造

当局により指定された薬剤の免許を受けた者は、又はその他の免

許を受けた小売業者が、特別の状況において医療目的とする

個人的の使用のため、付表III及び付表IVに掲げる物質を少量（そ

の限度は、締約国が定める限り、各自の用量によりかつ処

か二種類以上であるかを問わない）について、麻薬委員会の定める様式による輸入又は輸出の個別の許可書の取得を義務付ける。

6 (a)の許可書には、国際一般名称（これがないときは、付表

VI）を表示することを義務付ける。

7 締約国は、この条に規定する記録及び資料のうち、第十六条

の規定に基づく報告のために必要なもののが少なくとも一年間保

存されることを確保する。

第二条 國際取引に関する規定

1 (a) 付表I又は付表IIに掲げる物質の輸出又は輸入を許可する

輸出者及び輸入者は、各自の職業上及び取引上の慣行によ

り輸出するものと、送り荷に届け出するものと、送り荷に届け出

するものと、送り荷に届け出するものと、送り荷に届け出する

ものと、送り荷に届け出するものと、送り荷に届け出する

(d) 締約国は、輸入者が送り荷の受領の際これに添付されてい る届出書に受領した数量及びその受領の日付を正しく裏書きする事によつて、その地域の権限のある当局に送付することを義務付けることができる。

付表 I 及び付表 II に掲げる物質については、次の追加的な規定を適用する。

(a) 締約国は、自由港及び自由地帯において、自國の領域の他 の部分における監督及び統制と同一の監督及び統制を実施する。もともと一層厳しい措置をとることを妨げない。

(b) 郵便私書箱であつて又は輸出許可書に記載された者以外の者の銀行口座に於ける荷送りによる輸出は、禁止する。

(c) 付表 I に掲げる物質の保税倉庫あつての荷送りによる輸出は、禁止する。付表 II に掲げる物質の保税倉庫あつての荷送りによる輸出は、輸出許可書を申請する人又は金業の提出する輸入許可書においてその送り荷を保税倉庫に入れておくことのできる輸入が承認される。そのことを輸入国の場合には、除くほか、禁止する。その証明がある場合には、その送り荷がそのような目的で輸出される旨を輸出許可書に明示する。

保税倉庫から出すためには、その都度当該保税倉庫を管轄する当局の許可を受けることを必要とするものとし、外国を仕向地とする場合には、この条約上の新規の輸出として取り扱う。

(d) 締約国の領域に入り又はその領域を出る送り荷で輸出許可書が添付されない限りの場合は、権限のある当局が留置する。締約国は、その送り荷についての輸出許可書が当該締約国の権限ある当局に提示されない限り、その送り荷がこれを運搬する輸送手段から取り卸されるか取り卸されないかを問わず、その通過を認めない。

物質の輸送の通路は認めない。又は地域の政府は、要請された輸送を自己の仕向地である國又は地域への輸出を止めることを防止するための仕向地と異なる仕向地へ転送することを防止するための必要な措置をとる。ただし、送り荷が通過する場合は、又は地域の政府が輸送を許可する場合は、この限りでない。

送り荷が通過する國又は地域の政府は、要請された輸送を自己の仕向地である國又は地域への輸出を止めることを義務付けることができる。

(g) 物質の送り荷に対する適用として取り扱う。輸送が許可されたときは、(e)の規定は、送り荷が通過する国又は地域と最初にその送り荷を輸入した國又は地域との間に適用する。

(h) 物質の送り荷に対する適用として、通過中又は保管倉庫に保管中では該物質の性質を変化させるいかなる加工も施してはならぬ。その包装は、権限のある当局の許可なしに変更してはならない。

3. 第二条 輸出及び輸入に関する禁止及び限制

締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質のうち自國又はその地域への輸入を禁止する一又は二以上のものを指定して、これを事務總長を通じて他のすべての締約國に通告することをできる。この通告には、付表IIから付表IVまでに掲げる物質の名前を用いる。

1. 1の規定に基づく禁止について通告を受けた締約国は、その地域への輸出されないと確保するための措置を講ずる。

1及び2の規定にかかるわらず、締約国は、当該指定された物質又はこれに含有する製剤を行つ定された数量の輸入を、その都度特別の輸入許可書によつて認めることができる。輸入國の輸入許可書の発給當局は、輸出する人及び輸出者の氏名並びに住所を明示する専門人による許可書二通を送り、その後、当該権限のある當局は、輸出者の輸出を認めることができる。輸出する國又は地域の権限のある當局によつて認められる特例の輸入許可書一通は、送り荷に添付する。

2. 第三条 輸出及び輸入に関する禁止及び限制

締約国は、付表IIから付表IVまでに掲げる物質のうち自國又はその地域への輸入を禁止する一又は二以上のものを指定して、これを事務總長を通じて他のすべての締約國に通告することをできる。この通告には、付表IIから付表IVまでに掲げる物質の名前を用いる。

1. 1の規定に基づく禁止について通告を受けた締約国は、その地域への輸出されないと確保するための措置を講ずる。

1及び2の規定にかかるわらず、締約国は、当該指定された物質又はこれに含有する製剤を行つ定された数量の輸入を、その都度特別の輸入許可書によつて認めることができる。輸入國の輸入許可書の発給當局は、輸出する人及び輸出者の氏名並びに住所を明示する専門人による許可書二通を送り、その後、当該権限のある當局は、輸出者の輸出を認めることができる。輸出する國又は地域の権限のある當局によつて認められる特例の輸入許可書一通は、送り荷に添付する。

3. 第四条 國際交通における船舶、航空機その他の公私の輸送手段における緊急船内向外精神病の運搬に関する特別規定



不正取引について顕在化した新たな傾向

不正取引に係る数量の解説に役立つ事実

精神薬の入手源の不正取引を行った者が用いた方法

締約国は、その報告の写しを第二十二条の規定に従って送付する

締約国は、次の事項に関する年次統計報告書を、統制委員会に

対してその作成した用紙を用いて提出する。

付表I及び付表IIに掲げる物質ごとの製造量、各國又は各

地域との間の輸出量及び輸入量並びに製造業者が保有する在庫量

付表III及び付表IVに掲げる物質ごとの製造量並びに輸出及

び輸入の総量

付表II及び付表IIIに掲げる物質ごとの免除される製剤の製造に使用された数量

付表Iに掲げる物質以外の向精神薬ごとの第四条(b)の規定

付表IIに掲げた産業上の目的のために使用された数量

(a)及び(b)の製造の製造を含まない。

締約国は、統制委員会の要請により、付表III及び付表IVに掲げた物質の将来の一一定の期間に係る各國又は各地域との間の輸出量及び輸入量に関する補足統計資料を、同委員会に提出する。

この規定に従つて、1及び4に規定する資料を提出する。

第七条 総制委員会の任務

1. 総制委員会は、この条約の目的及び実施に関するすべての事項を審議し並びにこれに関する勧告を行うことができる。

2. 第二条及び第三条に規定する総制委員会の決定は、その構成員の三分の二以上の多数による賛成で行う。

3. 総制委員会は、当該いすれかの国又は地域の政府が(a)の規定に従つて提出する資料のいずれも、秘密のものとして取り扱うよう要請することができる。

4. 締約国は、総制委員会又は統制委員会が要請する方法及び期限に従つて、1及び4に規定する資料を提出する。

第五条 総制委員会の報告書

1. 総制委員会は、この条約の業務に関する半年報告を作成する。年次報告書には、同委員会が利用する統計資料の分析並びに、適当な場合には、締約国政府が行い又は要請されて行った明確の記述並びに同委員会が付することを希望する意見及び

勧告を含む。統制委員会は、必要と認める追加の報告を作成することができる。これらの報告は、麻薬委員会を通じて提出される。この報告は、麻薬委員会は、適切と認める意見を付すところができる。

統制委員会の報告は、事務長が締約国に通知し、その後公表する。

締約国は、その無限の配布を認める。

第一九条 この条約の実施を確保するために統制委員会がとる措置

この条約の実施を阻害するための措置を採る場合には、少數意見も公表する。

統制委員会は、締約国政府により提出された資料又は国際連合の機関により通知された資料を検討した結果、いすれかの国又は地域がこの条約を実施していないためにこの条約の目的が著しく損なわれていると信じる根拠で行う。

場合には、当該いすれかの国又は地域の政府に対する説明を求める権利を有する。統制委員会は、(c)に規定する問題につき締約国、理事会及び麻薬委員会の注意を喚起する権利を行使する場合を除くほか、この(b)の規定に基づく資料提出の要請及び政府の説明を秘密のものとして取り扱う。

統制委員会が(b)の規定に基づく措置をとった後、必要と認めるとときは、当該いすれかの国又は地域の政府に対し、この条約を実施するための状況に応じて必要と思われる是正措置をとることを求めることがある。

統制委員会は、当該いすれかの国又は地域の政府が(a)の規定に基づいて求められた説明を十分に行わず又は(b)の規定に従つて求められた是正措置をとらなかったと認める場合には、この条約を実施するための状況に応じて必要と思われる是正措置をとることを求めることがある。

締約国は、向精神薬の濫用に対する措置

1. 締約国は、向精神薬の濫用の防止並びに濫用に陥った者の早期発見、治療、教育、後保護、更生及び社会復帰のため、あらゆる可能な措置をとる。また、相互に協力する。

2. 締約国は、向精神薬の濫用者の治療、後保護、更生及び社会復帰に從事する職員の養成をできる限り促進する。

3. 締約国は、向精神薬の濫用及びその防止に係る問題に対する理解を職業上必要とする者がこれらの問題に対する理解を深めることを援助するものとし、また、向精神薬の濫用がまん延するおそれがある場合には、これらの問題に対する一般大衆の理解を喚起することができる。

第二十条 向精神薬の濫用に対する措置

1. 締約国は、向精神薬の濫用の防止並びに濫用に陥った者の早期発見、治療、教育、後保護、更生及び社会復帰のため、あらゆる可能な措置をとる。また、相互に協力する。

2. 締約国は、向精神薬の濫用者の治療、後保護、更生及び社会復帰に從事する職員の養成をできる限り促進する。

3. 締約国は、向精神薬の濫用及びその防止に係る問題に対する理解を職業上必要とする者がこれらの問題に対する理解を深めることを援助するものとし、また、向精神薬の濫用がまん延するおそれがある場合には、これらの問題に対する一般大衆の理解を喚起することができる。

第二一条 不正取引に対する措置

締約国は、向精神薬の濫用の防止並びに行政上の制度に妥当な考慮を払いつつ、次のことを行う。

(a) 不正取引に対する防止及び抑止の措置について全國的な規制を有するものとし、このため締約国がその調整について行うことは、有能である。

締約国は、向精神薬の不正取引を無くすための活動において互に援助すること、特に、対策した不正取引事件又は押収につき第十六条の規定に従つて事務長に報告の写しを、外交

するものとし、理事会は、これをすべての締約国に送付する。統制委員会は、この条の規定に基づいて行った後、その決定に関連する資料を当該の報告において公表する場合においては、その決定に該報告の中で公表する。

この条の規定に基づいて公表される統制委員会の決定が全会一致によるものでない場合には、少數意見も公表する。

統制委員会は、この条の規定に基づいて行つた後、その決定に基づいて審議される統制委員会の会合に代表者を出席させるよう招請される。

この条の規定に基づく統制委員会の決定は、委員の全員の三分の二以上の多数に基づく。

1から6までの規定は、統制委員会が第二条7の規定に基づく締約国の決定の結果この条約の目的が著しく損なわれていると信するに足りる理由を有する場合においても、適用する。

この条の規定に基づく統制委員会の決定は、委員の全員の三分の二以上の多数に基づく。

統制委員会は、当該いすれかの国又は地域の政府が(a)の規定に基づいて求められた説明を十分に行わず又は(b)の規定に従つて求められた是正措置をとらなかったと認める場合には、この条約を実施するための状況に応じて必要と思われる是正措置をとることを求めることがある。

締約国は、向精神薬の濫用に対する措置

1. 締約国は、向精神薬の濫用の防止並びに濫用に陥った者の早期発見、治療、教育、後保護、更生及び社会復帰のため、あらゆる可能な措置をとる。また、相互に協力する。

2. 締約国は、向精神薬の濫用者の治療、後保護、更生及び社会復帰に從事する職員の養成をできる限り促進する。

3. 締約国は、向精神薬の濫用及びその防止に係る問題に対する理解を職業上必要とする者がこれらの問題に対する理解を深めることを援助するものとし、また、向精神薬の濫用がまん延するおそれがある場合には、これらの問題に対する一般大衆の理解を喚起することができる。

第二十二条 不正取引に対する措置

締約国は、向精神薬の濫用の防止並びに行政上の制度に妥当な考慮を払いつつ、次のことを行う。

(a) 不正取引に対する防止及び抑止の措置について全国的な規制を有するものとし、このため締約国がその調整について行うことは、有能である。

締約国は、向精神薬の不正取引を無くすための活動において互に援助すること、特に、対策した不正取引事件又は押収につき第十六条の規定に従つて事務長に報告の写しを、外交



当局を通じて、直接に關係を有する他の締約国に於て直ちに送付すること。
(c) 司法書類が司法手続の間に國際間で送付される場合に於び自國が構成国となつてゐる關係國際機関と密接に協力すること。
(d) 適當な機關の間に於ける國際協力が迅速に行われるようすること。
(e) 司法書類が司法手続の間に國際間で送付される場合は、その送付が締約国に於て迅速に行われるようにすること。この(i)の規定は、司法書類が外交上の経路により自國に送付されることを要する締約国の権利を害するものではない。

第三条 刑罰規定

1 締約国は、自國の憲法上の制限に従うことと条件として、この条約に定める義務の履行のために定められた法令に違反するいかなる行為も、これが故意に行われた場合には、専らべき犯罪として取扱うものとし、また、重大な犯罪に対する相当な処罰を、特に拘禁刑その他の自由を剝奪する刑を科すことを確保する。
(b) (a)の規定にかかわらず、締約国は、向精神薬の濫用者が(u)の犯罪を犯した場合には、有罪判決若しくは処罰に代わるものとして又は処罰のほかに第二十条第一の規定に従い、そのような懲罰を科すこととができる。
締約国は、向精神薬の濫用者に対する教育、後保護、更生及び社会復帰の措置として、
(i) 1に規定する犯罪を構成する一連の関連する行為が二以上にわたって行われた場合には、個ことに別個の犯罪とみなす。
(ii) 1に規定する犯罪への故意による参加、その犯罪の共謀及び未遂並びにこの条に規定する犯罪に関連する予備行為及び資本の操作は、1に規定する犯罪とする。
(iii) 1に規定する犯罪に対する外國の有罪判決は、罪犯の認定のために考慮される。
(iv) 自國民又は外国人によって行われた1(a)の重大な犯罪は、その犯罪が行われた領域の属する締約国によつて、又

は犯罪者が発見された領域の属する締約国によつて、犯罪人引渡しがその請求を受けた締約国の法律上認められず、かつてその犯罪者がまだ訴追及び判決を受けていない場合に限る。訴追されると規定する犯罪は、締約国との間で締結されており又は将来締結されることのある犯罪人引渡しの条件とも、また、条約の存在又は相互主義を犯罪人引渡しの対象となるしない締約国間の關係においても、犯罪人引渡しの対象となる犯罪とすることが望ましい。ただし、犯罪人引渡しは、その請求を受けた締約国の法律に従つて行わなければならぬものとし、その締約国は、権限のある当局がその犯罪を重大でないものと認めたときは、逮捕をし又は犯罪人引渡しをすることを指す。逮捕をし又は犯罪人引渡しをする権利を有する。1及び2に規定する犯罪の実行に当つて用い又被用いた向精神薬その他の物質及び装置は、押収し及び没収することができる。
4 この条の規定は、被刑管精神の問題に關しては、關係締約国との国内法のうちかかる規定ではない。
5 この条に規定する犯罪を締約国が適用を妨げるもののない、この条に規定する犯罪に於て用い又被用いた向精神薬その他の物質及び装置は、押収し及び没収することができる。
第三条 この条約が要求する措置よりも厳しく統制措置の適用を妨げるものではない。
締約国は、公衆の健康及び福祉を保護するため必要であることは望ましいと認める場合には、この条約の規定に依る国内法に従つて定義し、訴追し及び処罰するという原則に影響を及ぼすものではない。

第二条

1 この条約は、前条1に規定する國のうち四十の國が批准をしたときをとることなく署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後九十九日以内に効力を生ずる。
2 この条約は、千九百七十二年一月一日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。
3 批准書又は加入書は、事務總長に寄託する。
4 第二条 効力發生
この条約は、前条1に規定する國のうち最後のものに於て批淮を条件とするときをとることなく署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後九十九日以内に効力を生ずる。
5 この条約は、署名又は寄託のうち最後のものに於て批淮を条件とするときをとることなく署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後九十九日以内に効力を生ずる。
6 第二条 効力發生
この条約は、その署名又は批准書若しくは加入書の寄託の日の後九十九日以内に効力を生ずる。

この条約は、いずれかの締約国が國際關係について責任を有するすべての非本土領域について適用する。ただし、当該領域の事前の同意が当該締約国若しくは領域の憲法により又は慣行上必要とされる場合は、この限りでない。そのような場合には、当該締約国は、できる限りの期間内に当該領域の必要な同意を得るよう努力するものとし、その同意を得たときは、その旨を事務總長に通告する。この条約は、事務總長がその通告を受領した日からその通告に掲げる領域について適用する。非本土領域の事前の同意が必要とされる場合には、当該締約国は、署名、批准又は加入の際にこの条約を適用する非本土領域を宣言する。
第二条 第二五条 この条約の適用上、締約国は、その領域を二以上の地域に分離し又は二以上の地域を單一の地域に統合することを、事務總長に通告することができる。
2 二以上の間に閑税同盟を設立したことによつてこれらの締約国は、相互の間に適用する非本土領域を宣する。
3 第二六条 この条約の適用上、締約国は、その領域を二以上の地域に分離し又は二以上の地域を單一の地域に統合することを、事務總長に通告することができる。
4 1又は2の規定に基づく通告は、その通告が行われた年の翌



年の一月一日に効力を生ずる。

第九条 廉棄

1 締約国は、この条約の効力発生の日から二年を経過した後は、

自國のために又は自國が國際關係について責任を有する領域であつて第二十七条の規定に従つて与えた同意を撤回したものために事務総長に文書を寄託することによつてこの条約を廢棄することができる。

2 廉棄は、事務総長がいずれの年においても七月一日以前にそ

一日後にその文書を受領した場合には翌年の七月一日以前に受

領したものとして同様に効力を生ずる。

この条約は、1及び2の規定により行われる廉棄の結果第一

十六条に定める効力発生のための条件が存在しなくなつたときは終了する。

第三〇条 改正

いすれの締約国もこの条約の改正を提案することができる。

改正案及びその理由は、事務総長に通告するものとし、事務総長はこれを締約国及び事務総長に通知する。理事会は、次のい

(a) 改正案を審議するため、國際連合憲章第六十二条の規定に従つて会議を招集すること。

(b) 締約国に対し改正案を受諾するかしないかを照会するとしても、その提案についての意見を理事会に提出するよう求めること。

1 (b)の規定に従つて配布した改正案についてその配布の後十八箇月以内にいずれかの締約国も反対しなかつた場合には、その改正案は直ちにいずれかの締約国が反対した場合には、その改正案は、改正案についての意見を理事会に提出するよう求めること。

2 この場合には、理事会は、締約国から受領した意見を考慮してその改正案を審議するための会議を招集するかどうかを決定することができる。

第三一条 紛争

1 この条約の解釈又は適用に関する争いは、交渉、調査、仲介、調停、仲裁、仲裁、地域的機関への依頼、司法上の手続その他の当該締約国が選択する平和的手段により紛争を解決するため、協議する。

2 1に定めるところによつて解決することができない紛争は、

いすれかの紛争当事国の要請により、決定のため國際司法裁判所に付託する。

第三二条 留保

1 留保は、2から4までの規定に基づいて行われるものとを除くほか認められない。

いすれの國も、署名、批准又は加入の際に、この条約の次の規定について留保を付することができる。

(c)(b)(a) 第二十九条の1及び2

3 締約国となることを希望する国であつて2及び4の規定に基づいて行う留保以外の留保が認められることを希望するものは、その意向を事務総長に通告することができる。当該留保について事務総長が通知した日の後十二箇月の期間の満了までに、当該期間の末日以前に批准を条件とすることなくこの条約に署名し、これを批准又はこれに加入了国三分の一が異議を申し立てないときは、当該留保は認められたものとなる。ただし、留保に対して異議を申し立てた国は、当該留保を行つた国に対しこの条約に基づく法的義務を当該留保によって影響を受けたものと負うことを必要としないものと了解される。

4 付表Iの向精神薬を含有する植物が自國の領域に自生しておれば、これが少數で明確に使用されている國は、署名、批准又は加入の際に第七条の規定(國際取引についての規定を除く)につけられた植物に關する留保を付することができる。

5 留保を行つた國は、書面で事務総長に通告するににより、いつでも、その留保の全部又は一部を撤回することができる。

第三三条 通報

事務総長は、第二十五条の規定による署名、批准及び加入の事項を通報する。

第三四条 通報

事務総長は、第二十九条の規定による廉棄

(d) 第二十七条、第二十八条、第三十条及び前条の規定による

宣言及び通告

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けて、各自の政府のためにこの条約に署名した。

一千九百七十一、年二月二十一日にウイーンで、ひとしく正義である中國語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本文書を作成した。この条約は、事務総長に寄託するものとし、

規定第十九条の1及び2

事務総長は、その認証原本をすべての國際連合加盟国及び第二十一条に規定するその他の國に送付する。

付表I—付表IV (略)

